

# 業務委託仕様書

1 事業名 令和8年度 町単独事業 川根本町公営塾指導管理業務委託

2 事業の目的

- (1) 公営塾通塾する児童・生徒（以下「利用者」という。）の学習意欲の高揚と学力を向上させ、将来を担う人材の育成を図る。
- (2) 川根高等学校と連携し、進路実現に向けた学習指導の補完と、受験の指導等を行い、同校の魅力化推進を支援する。

3 公営塾の名称 川根本町公営塾

4 公営塾設置場所

静岡県榛原郡川根本町徳山 1547 番地の31 川根本町若者交流センター奥流

5 業務委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 業務内容

(1) 塾の運営業務

川根本町（以下「町」という。）と連携し、川根本町若者交流センター奥流を活用し、通年で原則週6日開講の公営塾運営に関する次の業務を行うものとする。

- ① 利用者に対する基礎学力の向上や勉強の理解度を高める学習指導に関する業務
- ② 利用者に対する進路実現に向けた進学や進路等の各種相談、助言に関する業務
- ③ 川根高等学校の魅力化推進に関する支援業務
  - ・川根高等学校への進学率向上と学習支援
  - ・川根高等学校から難関試験等の合格に向けた学習支援に関する業務
- ④ 利用者に応じた学習サービスの利用援助に関する業務
- ⑤ 塾の利用の申込み受付、利用の許可又は不許可、利用の制限等に関する業務
- ⑥ 塾の広報関連業務
- ⑦ その他塾の運営全般の業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務
- ⑧ 町長が指示した自主学習等の実施や支援に関する業務（不測の事態等の対応含む。）
- ⑨ その他町長が必要と認める業務

ただし、上記の利用の制限等の業務については、事前に町長と協議をすること。

(2) 付随する業務

- ① 町長に提出する書類の作成業務
  - ア 実施年度の事業計画書及び収支計画書等の作成に関する業務
  - イ 実施年度の事業報告書及び収支決算書等の作成に関する業務
  - ウ 翌月分の業務実施予定表等の作成に関する業務
  - エ 毎月の施設利用実績等を記載した月次報告書の作成に関する業務
  - オ 町長との連絡調整に関する業務

- カ 委託期間終了後にあたっての引継ぎに関する業務  
キ その他必要な書類の作成及び報告に関する業務
- ② 災害及び事故発生時等の緊急時の対応業務  
ア 利用者の事故防止のための業務  
イ 災害及び事故発生に備え、緊急時の対応マニュアルの作成及び職員研修・訓練の実施に関する業務  
ウ 災害及び事故発生時の避難誘導、被害拡大防止のための業務及び町を含め関係機関への連絡調整等に関する業務  
エ 感染症の発生又はまん延防止に関する業務
- ③ 利用者、保護者又は住民等からの意見・要望等の対応業務  
利用者、保護者又は住民等からの意見・要望及び苦情等に対しては適切に対応し、必要に応じ町長に報告すること。
- ④ その他必要な業務  
施設運営や行事等について、関係機関等との協力・連携を図り実施すること。

## 7 公営塾の成果目標

- (1) 地域で生徒を育てる環境の整備  
① 川根高等学校への町内中学生の進学率 60%以上  
② 川根高等学校の入学者数 1学年定員40名に対し31名以上  
③ 公営塾の登録人数 90名
- (2) 町外からの入学者の獲得  
川根留学生入学者数 25%以上を確保
- (3) 川根高等学校の学力向上・大学進学率向上  
川根高等学校特進科生徒の内、国公立大学（難関国立、医学大学含む）及び難関私立大学の進学率 10%以上

## 8 業務の運営の基本的な考え方

- (1) 利用者の安全確保を第一とすること。  
(2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。  
(3) 運営に当たっては、町と情報交換や業務の調整に努め、本業務を円滑に実施する。  
(4) 関係教育機関との連携等により、効率的・効果的な運営を行い、施設の効用を最大限に發揮するほか、経費の節減に努めること。  
(5) 利用率向上に向け、広報や利用者の掘り起しを積極的に図ること。  
(6) 利用者にとって快適な施設であるように努めること。  
(7) 利用者の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、利用者とのコミュニケーション、相談対応、必要な助言等の対応を行うこと。  
(8) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。  
(9) 管理業務において取り扱う個人情報の管理を徹底すること。

- (10) 本業務の実施を妨げない範囲において、将来の地域を担う人材育成を目的として、自主事業の実施に努めること。
- (11) 省エネルギー、ごみの削減、再利用、再資源化など、環境に配慮した運営を行うこと。
- (12) 利用者の利便性を追求し、年間行事等は公教育の行事等を把握したうえで年間開校スケジュールを策定し調整に努めること。

## 9 公営塾会場の使用

### (1) 施設清掃及びごみ処理について

- ① 施設内の清掃を適宜行い、備品類を含め、整理整頓及び清潔に保つこと。
- ② 施設内から排出される廃棄物は適正に処理すること。

### (2) 駐車場使用について

利用者の保護者等に駐車場の適切な使用を呼びかけること。

### (3) 冷暖房器具の使用について

冷暖房器具は、節電に心掛けて使用すること。

### (4) 施設・設備の破損・汚損箇所の有無の点検及び簡易修繕

施設・設備の修繕は、町が行うものとする。ただし、簡単な修繕や受託業者の管理上の瑕疵による施設・物品等の損傷については、町に連絡のうえ、受託業者が行うものとする。

なお、緊急やむを得ない場合などは、町と協議のうえ、受託業者の負担により実施することができる。

### (5) 備品等の管理業務

- ① 町が設置したの備品の経年劣化等による修繕又は更新に係る費用は、原則町が負担する。ただし、受託業者の責任により滅失し又は毀損した備品の補充については受託業者が負担する。
- ② 備品等の内訳については年度協定（備品一覧）に示すものとし、年度協定に定める以外で受託業者が必要とする物品は、受託業者の負担で調達し、当該調達した物品については、受託業者に帰属する。

### (6) その他

その他施設の維持管理に必要な業務

## 10 利用者の範囲

公営塾の利用者は、静岡県立川根高等学校に在籍する生徒、川根本町に住所を有する高校生及び義務教育学校9年生又は島田市立川根中学校に在籍する中学3年生とする。

また、年数回開催予定である期間限定の期間限定講習会は、義務教育学校7年生・8年生又は島田市立川根中学校に在籍する中学1年生・2年生を対象とする。

## 11 利用料等

### (1) 利用者が負担する利用料等は、町の収入とする。ただし、(2)の表中「その他利用に当たり必要になるもの」は公営塾の収入とする。

(2) 利用料金は、次に掲げる額とする。

項目	金額	備考
利用料	(月額) 4,500 円/名 ただし、島田市立川根中学校 3 年生は、(月額)9,000 円/名とする。	運営経費、映像教材使用料の一部と、教材費、会場使用経常経費の実費相当分の額 ・月 1 回以上の公営塾利用で、左記の額の支払い対象とする。 ・休止届が事前に提出され承認された場合は、該当期間の利用料等の支払い対象外とする。 ・無断欠席の場合は、該当日を利用したものとみなし、その月の利用が無くとも、左記の額の支払い対象とする。
期間限定講習会 (旧無料講習会)	(各講習会につき) 1,000 円/名	講習会ごとに、教材費の一部負担相当分の額として支払う。
その他利用に当たり必要になるもの	実費相当額の範囲内で町長が定める額	公営塾で必要に応じ提供した教材費、自主事業（特別講習等の追加授業）の実施など

※ただし、島田市立川根中学校 3 年生の入塾者が、川根高校に入学すると判明した場合は、下記の算出にて、当該年度分の利用料の還付を行う。

還付額算出式：4,500 円（月額利用料の半額分）×当該年度分において支払った月数

(3) 自主事業実施により、利用者に利用料等を負担させる場合は、事前に町長の承認を得るものとする。

## 12 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、当該契約年度の 4 月から 9 月分と、10 月から翌年 3 月分の 2 回とする。

また、前記の 6 (1) ⑧の業務を実施した場合は、当該月に実施予定の業務内容と同等の業務と判断できる場合は支払い対象とする。

(2) 公営塾を閉鎖して業務を実施しない場合の委託料は支払わないものとする。ただし、該当月において業務を実施した期間分については、日割り計算等により算出した金額を支払うものとする。

## 13 秘密の保持

(1) 受託業者は、本契約の履行に際して知り得た業務内容を、第三者に漏らしてはならない。

(2) 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に継続するものとする。

## 14 職員の配置

施設の設置目的を達成するために必要な人員構成、人員配置をすること。

**15 保険加入について**

受託業者は、賠償責任保険等必要な保険に加入すること。

**16 その他**

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が生じた場合は、協議により業務を進めるものとする。